

魚津市告示第8号

魚津市固定資産税の減免取扱要綱の一部改正について
魚津市固定資産税の減免取扱要綱（令和2年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月9日

魚津市長 村椿 晃

第3条第2項第1号中「生活保護法」を「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に、「及び老齢加算又は障害者加算」を「障害者加算等」に改める。

第4条第2号ウ中「広場」を「広場等」に改める。

第6条中「公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規定する公衆浴場」を「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金が統制されている公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条の規定により富山県知事の許可を受けた公衆浴場）」に、「）は」を「）に係る固定資産税の減免は」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。